災害復旧工事に係る現場代理人の兼務の緩和措置運用

令和８年１１月１８日制定

富津市では、令和８年８月千葉豪雨及び令和８年台風第２５号に伴う災害復旧工事及び災害関連工事（以下「災害復旧工事」という。）を速やかに完成させるために、下記条件に該当する災害復旧工事に限り、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領の臨時的措置として現場代理人の兼務を緩和する措置の運用を実施します。

記

１．対象工事

以下の条件を全て満たす災害復旧工事について、現場代理人１人に対し合計５件までの兼務を認めることとします。ただし、災害復旧工事以外の工事を含んで兼務する場合は、災害復旧工事以外の工事の兼務が可能な件数は３件までとします。

また、安全管理上の理由や工事内容等により、兼務が適当でないと判断した場合は、兼務を認めない場合があります。

⑴ 請負金額が４，５００万円未満であること。

⑵ 兼務させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

⑶ 発注者と常時連絡可能な体制を確保し、発注者が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

２．適用期間

災害復旧工事が完成するまでの期間とします。

３．兼務の手続

現場代理人の兼務に関する事務取扱要領に基づき行うものとし、現場代理人の兼務をする場合は、現場代理人兼任届を所管課へ提出してください。

なお、兼務の件数が２件を超える場合は、現場代理人兼任届に別紙を添付し提出してください。

４．対象工事の条件を満たさなくなった場合の取扱い

兼務の対象工事の条件を満たさなくなった場合は、現場代理人兼任解除届を提出し現場代理人の兼務を解除してください。

別紙

現場代理人の兼務を届出ている工事

1	所　管　課	
	工　事　名	
	契約金額	
	工　　期	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
	摘　　要	
2	所　管　課	
	工　事　名	
	契約金額	
	工　　期	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
	摘　　要	
3	所　管　課	
	工　事　名	
	契約金額	
	工　　期	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
	摘　　要	